

## 通学路及びその沿道にある施設における児童、生徒及び幼児の安全の確保に関する指針

### 【目的】

この指針は、条例第12条第3項の規定により、通学路及びその沿道にある施設（以下「通学路等」という。）における犯罪の防止に関し、必要な方策等を示し、もって通学路等における児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

### 【基本的な考え方】

- 1 この指針は、学校等の児童等が日常的に利用する通学路等を管理する者等に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的な方策等を示すものである。
- 2 この指針に示す項目の適用については、学校教育法、道路法等の関係法令やその他の制約等を踏まえ、通学路等の整備状況を検討の上で運用するものとする。
- 3 この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 【配慮すべき事項】

- 1 関係団体等との連携
  - (1) 学校関係者、市民、市及び警察（以下「関係団体等」という。）は、通学路等における不審者のはいかいなど、児童等に対する犯罪に関する情報の警察への通報その他児童等の安全の確保に関する情報の伝達及び交換をするためのシステム並びにこれらの情報の内容に応じた対策を講じるためのシステムの整備に努めるものとする。
  - (2) 関係団体等は、連携して通学路等における児童等の登下校時の見守り活動、緊急時の保護活動その他、児童等の安全確保を行なうための協力体制を確立するものとする。
  - (3) 関係団体等による通学路等の安全点検の実施及び危険箇所等の改善に向けた取組に努めるものとする。
  - (4) 関係団体等による通学路等における危険箇所、地下道等特に安全上注意を払うべき場所、緊急時に避難できる交番、こども110番の家（注3）等を記載した地図の作成、配布等、地域を挙げた、児童等に対する安全情報の周知及び注意喚起を図るための取組の実施に努めるものとする。
- 2 通学路等における安全な環境の整備基準
  - (1) 防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。
  - (2) 道路（植栽を含む）やその周辺の空き地や草むらなどは、行政や市民、事業者が協働して、見通しを確保するための措置をとること。

- (3) 通学路等の周辺に警報装置等（注2）の防犯設備及びこども110番の家（注3）等緊急時に児童等を保護する拠点が設けられていること。
- (4) 地下道等の犯罪発生の危険性が高い通学路等においては、必要に応じて警報装置等（注2）が設けられていること。

注1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね3ルクス以上）をいう。

2 警報装置等は非常ベル、赤色灯、緊急通報装置の設備をいう。

3 「こども110番の家」とは、子どもが事故や不審者等に遭ったときの待避場所及び犯罪の抑止を目的として設置したものであり、あらかじめ協力を依頼してある民家や商店をいう。